

6 建第 359 号
令和 6 年 9 月 6 日

(公社) 長野県宅地建物取引業協会中信支部
支部長 橋口 充志 様
会員 各位

大町市長 牛 越 徹
(公印省略)

風致地区内における建築等の規制の周知について (依頼)

日頃より、市の都市計画行政に対してご協力を賜り、大変感謝申し上げます。
さて、大町市においては、都市計画法に基づき、さまざまな都市計画が定められて
おりますが、良好な自然環境等を有する地区として、3つの風致地区(木崎湖、青木
湖、日向山=別紙参照)が定められています。

インバウンドの増加や白馬村周辺の地価の高騰に伴い、大町市内でも土地の取引や
新たな建築、開発が活発化してきており、当該地域は、人気の地域となっているとこ
ろですが、特に優良な風致を守り、適切な周辺環境を維持するために、さまざまな規
制がかけられています。

つきましては、風致地区内における以下の行為を行う場合は、事前に許可や届出が
必要であり、建築物の色彩等についても制限がありますので、会員の皆様におかれま
しても、再度、ご周知に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
 - 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - 3 木竹の伐採
 - 4 土石の類の採取
 - 5 水面の埋立て又は干拓
 - 6 建築物等の色彩の変更
 - 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- ※場合によっては、規制の適用が除外となる場合があります。
詳しくは、市HP又は担当までお問い合わせください。

以上



大町市役所 建設水道部建設課計画係
担当 吉川 雅輝
〒398-8601 長野県大町市大町 3887
Tel 0261 - 22 - 0420
Fax 0261 - 23 - 5188
Mail kensetsu@city.omachi.nagano.jp

風致地区内の主な行為規制の基準

1. 建築物等の高さ

第一種 風致地区	8 m以下
第二種 風致地区	15 m以下

2. 建築物等の色彩

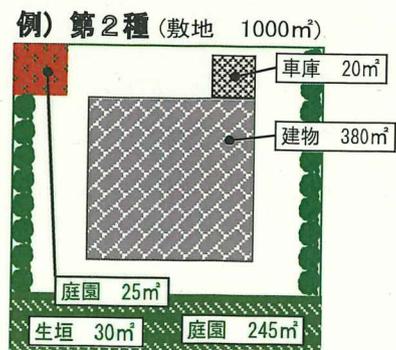
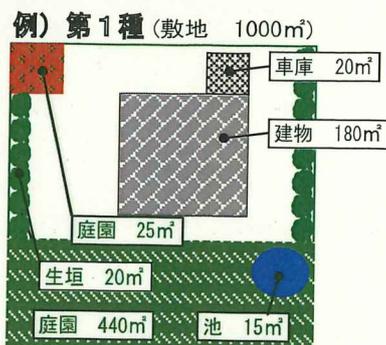
屋 根	黒色又は緑色系統
外 壁	茶色又は灰色系統

3. 建ぺい率

第一種 風致地区	20 %以下	※車庫も入る
第二種 風致地区	40 %以下	

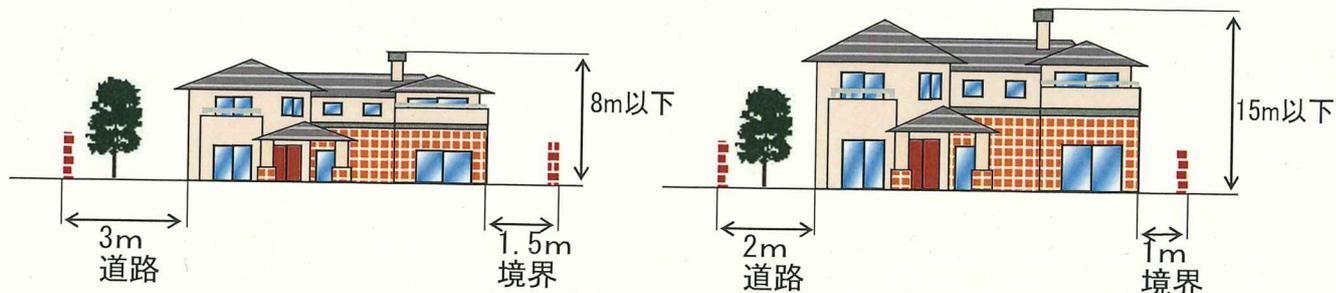
4. 建物と境界線までの距離

第一種	道路から 3 m以上
	その他と接する部分から 1.5 m以上
第二種	道路から 2 m以上
	その他と接する部分から 1 m以上



(第一種)

(第二種)



5. 緑地

第一種 風致地区	50 %以上
第二種 風致地区	30 %以上

※ 緑地…植栽を施した庭園 (土石、池含む)、生垣、花壇、芝生、菜園等

6. 土地の形質の変更

高さが 3 m を超える切土又は盛土はできません

7. 木竹の伐採

地区内の風致を損なわないため、必要最小限の伐採にとどめてください